

消防検査の指摘内容への対応について
危険物取扱者免状の書換について

1 書換について

危険物取扱者免状は常に真正である必要があるため、記載事項に変更があった場合は遅滞なく書換の申請を行わなければなりません。(危険物の規制に関する政令第34条)

2 書換が必要となる事由

- (1) 写真に係る変更(10年経過した場合)
- (2) 氏名の変更
- (3) 本籍地の変更

3 申請先

申請先は次のいずれかとなります。お持ちの免状をご確認のうえ申請してください。

- (1) 免状を交付した都道府県
- (2) 居住地又は勤務地の都道府県

【申請先が千葉県の場合】

一般財団法人 消防試験研究センター 千葉県支部

〒260-0843 千葉市中央区末広2-14-1

電話：043-268-0381

URL：<https://www.shoubo-shiken.or.jp/branch/12chiba/>



【申請先が千葉県以外の場合の問い合わせ先】 注：申請先ではありません

一般財団法人 消防試験研究センター

〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-4-2 大同生命霞が関ビル19階

電話：03-3597-0220

URL：<http://www.shoubo-shiken.or.jp/license/docs.html>



【参考】申請に必要なもの ※ご用意する際は、必ず申請先のホームページ等でご確認ください。

- (1) 書換・再交付申請書
- (2) 写真1枚(縦4.5cm×横3.5cmで正面、無帽(宗教上又は医療上の理由がある場合を除く。)、無背景の上三分身像又はパスポート規格、申請前6か月以内に撮影したもの。裏面に撮影年月日、氏名、年齢を記入。)
- (3) 現在お持ちの免状
- (4) 郵送で受領したい場合は404円分(簡易書留郵便料金)の切手を貼った返信用封筒(郵便番号、氏名、住所を記入したもので定型封筒)
- (5) 交付手数料 千葉県収入証紙1, 600円分(注：申請先が千葉県の場合)